平成26年度における情報公開実施状況等について

佐渡市情報公開条例第 19 条および佐渡市個人情報保護条例第 36 条の規定により、平成 26 年度における情報公開実施状況および個人情報保護制度運用状況を公表します。

① 情報公開請求の状況

| 実施機関名 | 請求件数 | 請求取下げ | 決定状況 | | |
|-----------|------|-------|------|------|-----|
| 天心 成 大心 | | | 全部公開 | 部分公開 | 非公開 |
| 市長部局 | 3 9 | 2 | 2 2 | 1 2 | 3 |
| 教育委員会 | 1 0 | 0 | 5 | 3 | 2 |
| 計 | 4 9 | 2 | 2 7 | 1 5 | 5 |

[※]不服申立ては該当なし。

② 自己情報の開示請求の状況

| 実施機関名 | 請求件数 | 決定状況 | | | |
|---------------|------|------|------|-----|--|
| 天心域 因石 | 胡水什奴 | 全部開示 | 部分開示 | 不開示 | |
| 市長部局 | 1 4 | 1 3 | 0 | 1 | |
| 消防 | 2 | 0 | 1 | 1 | |
| 計 | 1 6 | 1 3 | 1 | 2 | |

[※]不服申立ては該当なし。

③ 個人情報業務の登録について

佐渡市個人情報保護条例第7条の規定により、市が住民の個人情報を取得する事務を行うときは、佐渡市個人情報保護制度審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、その答申に基づき、個人情報業務を登録することになっています。

(1) 平成 26 年度の審議会の開催状況

平成 26 年 11 月 21 日 委員 6 名により審議

(2) 平成 26 年度の個人情報業務の登録状況

平成 26 年度に審議会からの答申(承認)を受け、登録した個人情報業務は、次のとおりでした。 市政策に係るアンケート、調査等実施事務(総務課) 平成 26 年 11 月 21 日新規登録

お問い合わせ 市役所総務課 法規係 ☎63-3111

』には、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

拉致被害者救出を願う署名活動にご協力をお願いします

拉致問題を風化させることなく、北朝鮮当局による 人権侵害問題への認識を深めましょう。

曽我さん母娘を救う会と佐渡市は、曽我ミヨシさん をはじめとする拉致被害者全員の早期救出を願う署名 活動を行いますので、皆さまのご協力をお願いします。

日時 12月12日(土) 午前8時30分~午後4時場所 佐渡汽船両津港ターミナル2階待合室回廊 ※佐渡汽船が欠航の場合には、中止となります。

お問い合わせ 市役所総務課 拉致被害者対策係

☎63-3111

